

保健所からのご案内

特定疾患医療受給者証の更新手続き

特定疾患医療受給者証を10月1日以降も引き続き使用するには、更新手続きが必要です。必要書類

- ①有効期間更新申請書兼臨床個人票（記載日から3ヶ月以内のもの）
 - ②世帯全員の住民票（発行日から3ヶ月以内のもの）
 - ③健康保険証のコピー
 - ④平成19年の所得税額を証明する書類
- 国保の方

↓世帯全員分（扶養されていることが証明される場合は不要）

国保以外の方

↓本人又は扶養する方の分（町道民税を支払っていない場合は平成20年度町道民税の課税証明書が必要）

- ⑤世帯調書（国保の方のみ）
- ⑥同意書

受付期間

7月1日～9月30日

※期間中に更新手続きをされない場合は、新規申請の

手続きが必要となります。

ウィルス性肝炎進行防止策・橋本病重症患者対策医療受給者証の更新手続き

ウィルス性肝炎進行防止策・橋本病重症患者対策医療受給者証を10月1日以降も引き続き使用するには更新手続きが必要です。必要書類

- ①有効期間更新申請書兼臨床個人票（記載日から3ヶ月以内のもの）
- ②対象患者の住民票（発行日から3ヶ月以内のもの）
- ③健康保険証のコピー

※町道民税を支払っていない方は次の書類も必要です。

- ④世帯全員の住民票（発行日から3ヶ月以内のもの）
- ⑤平成20年度町道民税の課税証明書

国保の方

↓世帯全員分（扶養されていることが証明される場合は不要）

国保以外の方

↓本人又は扶養する方の分

受付期間

7月1日～9月30日

難病やしうがいのある方へ

訪問による歯科保健サービスを行ないます

難病やしうがいがあるため、歯やお口のことについて

困っている方も歯科受診することが困難な方に、訪問による歯科保健サービスを行ないます。

お気軽にご相談ください。

対象者

難病、心身にしうがいのある方、在宅で療養されている方（手帳の有無は問いません）

訪問する者

苦小牧保健所の歯科医師、
歯科衛生士

利用料 無料

手続き・申込み・問合せ
苦小牧保健所

☎ 0144-34-4168




平成19年度安平町情報公開条例に基づく公文書公開状況について (平成19年4月1日～平成20年3月31日まで)

不開示情報（1件2情報）については、入札前の情報であること及び公文書が存在しなかったことの通知をそれぞれ行なっています。公開文書の主な内容は以下のとおりです。

請求開示	13
開示件数	12
不開示件数	1
公開対象情報件数	165
公開対象情報開示件数	163

- ・負担金補助及び交付金決算状況
- ・安平町職員共済住宅資金利子補給等に関する資料
- ・遠浅地区臭気問題に関する検査実施状況、町の対応状況、関係書類
- ・公害防止協定書
- ・自治会長会議録
- ・悪臭規制区域の位置図
- ・職員の給与に関する条例
- ・環境基準、規制対策の実務
- ・公営住宅入居者数の把握（4件）

広告欄



朝もぎとうきび
真空パック

うまい、安い、
調理が簡単

ゆきやこんこん

賞味期限1年（直射日光を避け冷暗室に保管してください）

8本入 **2,330円**（全国一律料金・送料・税込）
安平町内どの郵便局でも扱っています。
早来雪だるま郵便局 ☎ 2455